

## 平成 21 年度住宅リフォーム推進モデル事業の概要

## 1. 事業の趣旨

この事業は、既存住宅の流通及びリフォームの促進のために、リフォームによる性能向上が、

- ①保険制度の活用
- ②既存住宅に係る検査の実施（保険法人の検査）
- ③住宅履歴情報の整備

によって適切に資産評価される市場の整備を目的として、これらのモデルの構築に資する事業を支援し、その調査・分析を行い、社会的な制度インフラの構築を目指すものである。

## 2. 公募する事業

## (1) 宅地建物取引業者がリフォーム工事を行った上で既存住宅を販売する事業

宅地建物取引業者が既存住宅を販売する際に、既存住宅のリフォーム工事を行った上で、①保険制度の活用、②既存住宅の現況に係る検査の実施（保険法人の検査）、③住宅履歴情報の蓄積に関する提案モデルを実施する事業について、保険の加入（純保険料を除く。）、住宅履歴情報の蓄積に要する費用に対して補助を行う。

## (2) 提案モデルに関する調査・分析及び支援を行う事業

(1) のモデルに関する調査・分析及び支援を行う事業について、事業に要する費用に対して補助を行う。

## 3. 事業の要件

## (1) 既存住宅のリフォーム工事を行う事業

- ①既存住宅についてリフォーム工事（大規模修繕、耐震改修、内装・設備のリフォームなど工事内容を問わない。）を行い、指定住宅瑕疵担保責任保険法人の保険に加入するものであること。
- ②住宅の所有者（売り主）が当該リフォーム工事に係る情報を含む住宅履歴情報について、売買に際して、買い主に引き継ぐものであること。
- ③販売前後の市場反応調査、資産評価等への反映など当該提案モデルの効果の評価・検証（(2) の事業）に協力するものであること。
- ④平成 22 年 1 月 31 日までに、リフォーム工事を完了し、かつ、販売を開始できる住宅を対象とするものであること。

## (2) 提案モデルに関する調査・分析及び支援を行う事業

- ①(1) の提案モデルの円滑な実施を図るための支援（相談、助言、指導、補助等）を行うものであること。
  - ②(1) の提案モデルについて販売前後の市場反応調査、資産評価を行い、リフォーム工事の効果の評価を行うものであること。
  - ③既存住宅の適切な資産評価が行われる市場の整備に対する提案モデルの効果を検証するものであること。
- など

## 4. 公募期間

平成 21 年 8 月 28 日（金）～平成 21 年 9 月 28 日（月）（消印有効）

※詳細については以下の URL を参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000012.html)

# 既存住宅市場の活性化のための社会実験の実施

既存住宅市場の活性化のため、保険への加入や、建物調査(保険加入時)の実施、住宅履歴情報の整備が行われた物件の流通時の優位性について調査(資産評価)等を行う社会実験を行い、市場において求められる社会システムの検討を行う。

